**第十三・五条**　政府調達に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。

(c)　電子調達及び人材養成について協力すること。

(d)　合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

**第十四章**　ビジネス環境の整備

**第十四・一条**　基本原則

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、それぞれの締約国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進する。

**第十四・二条**　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　次条の規定に従って各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。

(b)　自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び速やかに当該問題を解決するための方法を追求すること。

(c)　両締約国に対して、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。

(d)　適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について検討すること。

(e)　(c)に規定する勧告及び(d)に規定する検討の結果を適当な方法で公に利用可能なものとすること。

(f)　作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法で協力すること。その協力の形態には、次のことを含めることができる。

(g)

(h)

(i)　検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii)　当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii)　当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv)　適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

合同委員会に対し、(c)に規定する所見及び勧告を速やかに報告すること。

合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者（小委員会において取り組まれる問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、小委員会において取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

**第十四・三条**　連絡事務所

1　各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。

2　連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

**第十四・四条**　第十六章の規定の不適用

第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

**第十五章**　協力

**第十五・一条**　基本原則

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国間の物品及びサービスの貿易並びに投資を一層自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉及び持続可能な開発を促進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間の協力を一層強化し、並びに両締約国の関係団体であって、その一方又は双方が両締約国政府以外の団体であるものの間の相互協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　農業、林業及び漁業（第五章に規定する衛生植物検疫措置に関連する事項を含む。）

(b)　製造業（第六章に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項を含む。）

(c)　中小企業

(d)　貿易及び投資

(e)　公共基盤、建設及び都市開発

(f)　科学技術及び知的財産

(g)　金融サービス

(h)　教育及び人材養成

(i)　観光

(j)　環境

(k)　鉱業及びエネルギー

(l)　保健

(m)　競争

(n)　情報通信技術

(o)　両締約国政府が相互に合意するその他の分野

**第十五・二条**　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

**第十五・三条**　協力の費用

1　両締約国は、第十五・一条に規定する分野における潜在的な協力活動を検討し、及びこの章の規定に基づく協力活動の適時の、効率的かつ効果的な実施を確保するため、この協定の効力発生の日の後、討議を開始する。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この章の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

3　この章の規定に基づく協力のための費用は、資金及び資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国が相互に合意する方法で負担する。

**第十五・四条**　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の効果的な実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　第十五・一条に規定する各分野における協力に関する情報を交換すること。

(c)　両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(d)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(e)　この協定の規定に基づいて設置される他の小委員会が提出した協力に関する提案について討議すること。

(f)　適当な場合には、合同委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。

(g)　合同委員会に対し、この章の規定の実施（両締約国がとるべき措置を含む。）に関する小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(h)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。